

令和6年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月5日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	高 橋 伸 治
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
監 査 委 員	尾 藤 米 宏
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志

住民福祉部長	平岩敬康
建設部長兼水道部長	田島茂樹
教育文化部長	天野富三
会計管理者兼 会計課長	田島直樹
総務課長	伊藤博臣
企画課長	山内明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木正道
書記	坂口朱里

1. 議事日程（第1号）

令和6年9月5日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第6号報告 令和5年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第6 第7号報告 令和5年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第7 第8号報告 令和4年度笠松町健全化判断比率修正の報告について
- 日程第8 第9号報告 放棄した債権の報告について
- 日程第9 第59号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第10 第60号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第11 第61号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第12 第62号議案 公金管理の安全性の確保に係る関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第13 第63号議案 笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第64号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第15 第65号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 第66号議案 福祉健康センター空調機改修工事請負契約の一部変更について
- 日程第17 第67号議案 町道の路線認定について
- 日程第18 第68号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 第69号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 第70号議案 令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 第71号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 第72号議案 令和5年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 第73号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 第74号議案 令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 第75号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 第76号議案 令和5年度笠松町水道事業会計決算認定について
- 日程第27 第77号議案 令和5年度笠松町下水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和6年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 番 有里 議員

8番 川島 功士 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） それでは、1点報告させていただきます。

監査委員より、令和5年度5月分、令和6年度5月分、6月分及び7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 次に、理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 私からは、工事請負契約の締結で、道路（舗装）修繕工事2件、松枝処理分区（66・67工区）管渠埋設工事2件、道路（橋梁）修繕工事1件、下水道工事（松枝66工区・67工区）（第1・第2工区）に伴う配水管・配水補助管布設及び布設替工事3件、羽島用水（東幹線4工区）上部利用整備工事1件、以上9件であります。契約金額、契約の相手方、工期、工事内容など詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから11ページをお目通しください。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 以上、了承願います。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は議長に委任することに決しました。

日程第5 第6号報告から日程第8 第9号報告まで及び日程第9 第59号議案から日程第27 第77号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第5、第6号報告から日程第8、第9号報告の4報告、日程第9、第59号議案から日程第27、第77号議案までの19議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、健全化判断比率の報告ほか3件の報告案件4件、専決処分の承認、人権擁護委員候補者の推せん、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ほか4件の条例案件5件、福祉健康センター空調機改修工事請負契約の一部変更について、町道の路線認定について、令和6年度一般会計ほか3件の補正予算4件、令和5年度一般会計ほか5件の決算認定6件、以上、報告を含め23件の案件でございます。

このうち、議案書の10ページをお開きください。

第60号議案 人権擁護委員候補者の推せんにつきましては、人権擁護委員のうち4名の任期が令和6年12月31日をもって満了することに伴い、岩村雅人氏、森眞理子氏、千村ゆかり氏の3名を引き続き同委員候補者に、また安藤隆氏に代わり大野健司氏を新たに候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものでございま

す。

その他、詳細につきましては副町長より説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） おはようございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

第6号報告 令和5年度笠松町健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。実質赤字額がないためハイフンの表示といたしております。

2つ目の連結実質赤字比率は、全ての会計における実質赤字額、黒字額及び資金不足額、剰余額を合計して、赤字額がある場合にその額が標準財政規模に占める割合であります。連結実質赤字額がないため、こちらもハイフンの表示としております。

3つ目の実質公債費比率は、地方債の元利償還金だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰出金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合であります。令和5年度は6.4%で、昨年度より0.6%上昇いたしております。

4つ目の将来負担比率は、地方債現在高、債務負担行為による支出予定額など、将来的に支出することが見込まれる負担額から、基金や交付税算入予定額等、将来負担額に充当できる財源を控除した残金が標準財政規模に占める割合であります。37.8%で昨年度より0.9%向上いたしております。

令和5年度の決算に基づく笠松町の健全化判断比率は、4指標とも国の定める適正基準内の範囲となっております。

続きまして、2ページをお開きください。

第7号報告 令和5年度笠松町資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業会計における資金の不足額がその事業規模に占める割合であります。水道事業会計、下水道事業会計とも資金不足額がないため、ともにハイフンの表示とさせていただきます。

続きまして、3ページをお開きください。

第8号報告 令和4年度笠松町健全化判断比率修正の報告についてであります。

令和5年第3回議会定例会において報告をさせていただきました令和4年度の笠松町財政健全化判断比率のうち、将来負担比率の算定におきまして算定の誤りがありまして修正が必要となりましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の審査を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、公営企業債等繰入見込額に係る公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金、これにつきましては資本費平準化債を財源として償還を行ったものを除くべきところを除算しなかったというものでございます。

この件につきましては、財政状況を判断いただく大切な数値に誤りがありましたことをまずもっておわびを申し上げたいと思います。今後、算定に当たりましては十分留意し、誤りのないよう適正な事務処理に努めさせていただきますので、どうか御了解賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、4ページをお開きください。

第9号報告 放棄した債権の報告についてであります。

笠松町水道事業の債権管理に関する条例第6条の規定により債権を放棄したので、第7条の規定に基づきこれを報告するものであります。

放棄事由は時効期間の満了で、人数は33人、金額は17万363円で、放棄年月日は令和6年3月31日であります。

続きまして、議案書の5ページから9ページにわたります第59号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

7ページをお開きください。

令和6年7月19日に専決処分をさせていただきました令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）で、補正額は803万4,000円の増額補正であります。

9ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の第2款 総務費、第2項 企画費、第1目 企画総務費で、18節 負担金補助及び交付金の商工会クーポン事業補助金、こちらを803万4,000円増額させていただきました。第3弾のかさまつ応援割引クーポンが当初の想定見込みは利用率70%を見込んでおったんですが、これを大きく上回る実績82%の利用件数がございましたので、補助金額を増額させていただくというものでございます。財源につきましては、前年度からの繰越金を充てさせていただいております。

続きまして、議案書の12ページから14ページ、議案資料では12ページから16ページにわたり

ます第61号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

刑法等の一部を改正する法律の成立に伴いまして、従来、懲役及び禁錮というのを使っておりました。廃止いたしまして、これらに代えて拘禁刑を創設することとされましたので、町の条例中に定められております関係規定の整理を、こちら今回5本の条例を一括して整理させていただくというものでございます。

内容につきましては、ただいま申し上げました条例中の罰則や、あるいは欠格条項に関する規定中、「懲役」や「禁錮（禁こ）」、こういった文言を「拘禁刑」という用語に改めさせていただくという改正を行います。

施行期日は、令和7年6月1日でございます。

続きまして、議案書の15ページから17ページ、議案資料では17ページから20ページにわたります第62号議案 公金管理の安全性の確保に係る関係条例の整備等に関する条例についてであります。

こちらは地方自治法第241条第8項の規定に基づき、目的外の取崩しの規定の現在置いている基金条例につきまして、公金管理における安全性確保であるとかペイオフ対策のため、条例で定めるべき基金の処分の特例といたしまして、同規定を追加することによる関係条例の所要の規定整備を行うものでございます。

また、併せまして、かさまつ応援基金条例につきましては、企業版ふるさと納税制度による寄附を翌年度以降も柔軟かつ最大限に活用するため、地方再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業への活用を処分目的に追加させていただくというものでございます。

今回、4つの条例を合わせて改正させていただいております。笠松町みんなの健活プロジェクト基金条例、笠松町飼い主のいない猫対策基金条例、笠松町森林環境譲与税基金条例、そしてかさまつ応援基金条例、この4つの条例を改正させていただいております。

なお、施行期日につきましては、公布の日からでございます。

続きまして、議案書の18ページ、議案資料では21ページになります第63号議案 笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例についてであります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律に基づきまして、岐阜県において患者の申請に基づき、指定難病等に罹患している事実を証明する登録者証の発行が令和6年4月1日から始まりました。これに伴いまして、指定難病患者等の皆さんについて公共施設巡回町民バスの使用料の免除をさせていただくべく、対象に加えさせていただくという改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からとさせていただきます。

続きまして、議案書の19ページから20ページ、議案資料では22ページから25ページにわたります第64号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の理由といたしましては、子育て家庭への経済的支援並びに子育てしやすい環境づくりを一層推進するため、子供に係る医療費の助成の対象年齢を18歳年度末まで拡大すること及び児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う引用条文の項ずれによる規定整備等を行わせていただくというものでございます。

こちらは、施行期日の関係で3条立ての改正をさせていただいております。

まず、第1条は公布の日から施行をさせていただくもので、内容といたしましては字句の整理を行わせていただいております。

第2条は令和6年11月1日から施行するもので、こちらは児童扶養手当法施行令の一部改正、こちらが令和6年11月1日から施行されることに伴いまして、母子家庭、父子家庭に係る所得制限額の引用条項にずれが生じるため、施行令第2条の4第7項を第6項に、第8項を第7項にそれぞれ改めるものでございます。

そして最後、第3条関係が令和7年4月1日から施行するもので、乳幼児、児童・生徒に係る助成対象年齢を拡大するため、対象者を15歳に達する日以後最初の3月31日までにある者から18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者と改めるとともに、「乳幼児・児童・生徒」という用語を「子ども」という語に改めさせていただき改正を行わせていただきます。

20ページでは、附則におきまして、経過措置といたしまして、第3条の規定による改正規定は、令和7年4月1日以後の療養の給付に係る助成及び支給について適用し、同日前のものについては従前によるというような経過措置、第3項におきましては準備行為といたしまして、施行期日前においても改正後の福祉医療費助成条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる旨規定をさせていただいております。

続きまして、議案書の21ページ、議案資料では26ページにわたります第65号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律におきまして、令和6年12月2日より国民健康保険被保険者証の交付が廃止され、マイナンバーカードと一体化されることに伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

こちら、議案資料の26ページを御覧いただきたいと思っております。

国民健康保険法の改正に伴いまして、条例第11条で引用いたしております項番号が第9項から第5項に繰り上げされることに伴い、引用条項の改正を行わせていただいております。

また、同じく条例第11条におきまして、被保険者証の返還請求に応じない場合こちらの罰則

規定を規定させていただいておったところですが、こちらのほうも不要となることから削除させていただくというものでございます。

施行期日は、令和6年12月2日でございます。

続きまして、議案書の22ページ、議案資料では27ページから29ページにわたります第66号議案 福祉健康センター空調機改修工事請負契約の一部変更についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、福祉健康センター空調機の改修工事請負契約の一部変更について、町議会の議決を求めるものであります。

こちらにも議案資料の27ページを御覧いただきたいと思っております。

契約の金額を107万8,000円増額させていただきまして5,450万5,000円とさせていただくものであります。

変更の理由につきましては、冷媒配管を設置するに当たり、当初点検口から迂回して施工することとしておりましたが、現場にて天井裏等確認をいたしましたところ、複雑に既設の配管等があり迂回配管が困難であることから、天井を解体し、配管施工し復旧するというような手法にすることに変更することに伴うものであります。

また、併せまして、既設点検口の活用ですとか、あるいは新設の空調機の位置等を考慮いたしまして、新設する点検口の位置とか数量の見直しを図らせていただきました。変更内容のところに記載させていただいておりますように、1階につきましては当初19か所予定しておったものを8か所減らしまして11か所に、2階におきましても18か所予定しておりましたが、こちらにも8か所減らしまして10か所ということで、合計では16か所点検口の減少をさせていただいております。

なお、平面図につきましては、28ページ、29ページに掲載をさせていただいておりますので、また後ほど御参照いただければと思っております。

参考までといたしますか、契約の相手方につきましては瑞穂市の株式会社三愛で、工事期間については令和7年2月28日までということで、こちらのほうは変更はございません。

続きまして、議案書の23ページ、議案資料では30ページになります第67号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

令和6年7月25日に開催をいたしました町道編入審査委員会において、田代字若宮地内の宅地開発により設置された私有道路について、規格に適合しているかどうか等、適否について審査を行いました結果、町道に編入することとするものであります。

議案資料の30ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

路線につきましては田代79号線で、起点は田代、終点も田代でございます。場所は田代字若宮地内で、延長は50.5メートル、幅員は6.0メートルから10.2メートルとなっております。

続きまして、議案書の24ページから35ページにわたります第68号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正額は1億3,497万1,000円の増額補正であります。

以下、順次歳出の科目ごとに主なものについて御説明をさせていただきたいと思っております。

32ページをお開きください。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目 財産管理費では、10節 需用費で修繕料といたしまして68万円を計上させていただきました。こちらは庁舎の非常用予備発電装置の不具合がございまして、こちらのほうを修繕させていただいたことに伴いまして、今後、既設予算額では修繕費に不足が生じる見込みとなりましたので、増額の補正をさせていただいております。

その下、第5目 町民バス運行費、こちらも10節の需用費で修繕料といたしまして116万5,000円を計上させていただきました。こちらもバスの故障がちょっと頻発しておりまして、エンジンの故障であるとか、シフトレバーの故障等々発生して対応しております。今後、3か月点検でありますとか、その他修繕予定をしておりますが、それらの対応をするためには予算に不足が生じる見込みとなりましたので、こちらも増額の補正をさせていただいたというものでございます。

その下、第8目 諸費では、18節 負担金補助及び交付金で地区集会所改修補助金といたしまして194万9,000円を計上させていただいております。こちらは円城寺の町内会より、集会所トイレの老朽化に伴う改修工事に対する助成要望がございましたので、笠松町地区集会所建設等に関する補助内規により、事業費の2分の1を助成させていただくというものでございます。

続きまして、第2項 企画費、第1目 企画総務費でございますが、こちらのほうはふるさと納税に関連する補正をさせていただいております。

まず、ふるさと納税の概況について御説明申し上げますと、当初予算では寄附件数3,000件、寄附額2,900万円を見込んでおりましたが、今般、最終見込みといたしまして、件数については1万1,700件、寄附金額については1億3,000万円を見込ませていただきました。この見込みを基に、件数では8,700件増、寄附金額では1億100万円増の見込みとなりますので、この数値を基に補正予算を計上させていただいております。

まず、寄附件数の増加に伴いまして、お礼の品であるとかその配送料、あるいはポータルサイト等の委託料等が増額となっております。それぞれ需用費、役務費、委託料で計上させていただいております。

それから1億100万円増額になりますが、これから今の必要経費、諸経費を差し引いた残りでございますが5,150万1,000円、こちらにつきましては後年度活用するため、かさまつ応援基金に積立てをさせていただき活用させていただくというようなことで、増額の補正をさせてい

ただきました。今回、見込みで総額で1億100万円ほどの増額見込みとなりますので、必要な諸経費並びに後年度における活用に係る補正をさせていただいたという内容になっております。

続きまして、第3項 徴税費、第1目 税務総務費では、22節の償還金利子及び割引料、町税のこちら還付金でございますが150万円増額をさせていただきました。個人住民税の還付申告者の増加等により予算に不足を生ずる見込みとなりましたので、増額をさせていただいております。

続きまして、33ページをお開きください。

第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費の中でございますが、本年度予定をいたしております住民票のコンビニ交付開始に合わせまして、役場ロビーに住民票等を交付可能な多機能端末機、これを設置することに伴う経費を計上させていただいております。需用費では庁舎ロビーにコンセントを増設するための費用、また17節の備品購入費におきましては、端末利用者のプライバシー保護のためのパーティションでありますとか、案内看板等を購入するための経費を計上させていただいております。

その下、第5項 選挙費の中で第3目 岐阜県知事選挙費で17節 備品購入費、機械器具費で125万4,000円を計上させていただいております。こちらは投票用紙の交付機の保守のほうを終了することに伴いまして、交付機4台を新たに購入し、更新したいということで計上させていただきました。財源の一部には、岐阜県知事選挙費委託金を充てさせていただいております。

それから第3款 民生費、第1項 社会福祉費の中で第5目 福祉医療費、こちらのほうは合計で112万1,000円を計上させていただきました。先ほど第64号議案で提案させていただいております子どもの医療費助成対象を18歳年度末までに拡大することによる準備事務に伴う費用を計上させていただいております。チラシの用紙代ですとか受給者証の印刷代、あるいは送付費用、またシステムの改修費用等を計上させていただいているところでございます。

そして、この第3款 民生費と、今度34ページのほうにわたります第4款 衛生費の中で6か所ほど返還金を計上させていただいております。こちらについては、令和5年度の事業費確定に伴う国県負担金等の返還金を支出すべく計上させていただいているというものでございます。

続きまして、今度34ページのほうの第6款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費では、18節 負担金補助及び交付金で創業者支援事業補助金を200万円計上させていただきました。こちらは創業時に係る初期経費を補助するというもので、申請者数の増加に伴う補正でございます。助成内容といたしましては対象事業費の補助率3分の2で、補助限度額は100万円となっております。当初見込み1件から3件を見込んでおりますので、2件分200万円を増額させていただいております。

続きまして、第3目 観光費は、こちらのほうも18節 負担金補助及び交付金で観光事業補

助金といたしまして100万円を増額させていただいております。かさまつまちづくりイベント実行委員会、春まつり事業に対する助成でございます。春まつりにおける町内みこしパレードの再興等のため、はっぴ等の必要な備品の購入費でありますとか、警備規模の拡大に伴う事業費の増加に対応すべく補助金を増額させていただいております。なお、財源につきましては、観光促進事業寄附金100万円を充てさせていただいております。

続きまして、35ページをお開きください。

第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費では、14節 工事請負費で側溝舗装等新設改良工事請負費92万円を計上させていただいております。こちらは道路用地の寄附に伴い拡張工事を実施するための工事費でございます、場所については田代長池1号線で、延長は15メートルの工事を予定しているというものでございます。

続きまして、第8款 消防費、第1項 消防費、第2目 消防施設費では、10節 需用費で修繕料114万2,000円を計上させていただきました。町内の一斉安全点検ですとか、消防署等による消防水利の点検によりまして指摘された、あるいは発見された不具合について修繕するもので、既設の標識の撤去、取替えでありますとか区画線による表示など、合計36か所の修繕対応を実施するものでございます。

続きまして、第9款 第5項 保健体育費、第3目 学校給食費では、こちらも第10節 需用費で修繕料として193万2,000円を計上させていただきました。夏季休業期間中に実施させていただきました点検により修繕が必要となりました箇所について対応すべく、修繕費として計上させていただいております。フライヤーの修繕ですとか天井修繕、食器洗浄機の修繕等々に対応すべく計上させていただいたというものでございます。

歳出につきましては、おおむね以上のような内容となっております。

続きまして、29ページをお開きください。

歳入のほうでございますが、こちら歳出ではちょっと説明で触れさせていただいていないものについて主に御説明を申し上げたいと思います。

まず、第1款 町税、第1項 町民税、第1目 個人の現年課税分については、所得割ということで9,569万円減額をさせていただきました。こちらは、皆さん御承知のところの令和6年度の定額減税による減税分でございます。適用者は1万6,561人、中には控除対象配偶者でありますとか控除対象扶養親族の分も含まれております。総額で試算いたしましたところ9,569万円ほどの減額となるということで、こちらのほうそのような予算を立てさせていただいております。

続きまして、第9款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金、第1目 地方特例交付金では、こちらのほうでは1億170万円を増額計上させていただいております。先ほど町税で御説明申し上げました減税分につきましては、こちらで定額減税減収補填特例交付金という形で

交付をされてまいります。あわせて、住宅借入金等特別税額控除の減収補填についてもこちらの交付金で補填をされてまいります。こちらの金額のほうが確定しましたことに伴って、収入見込額を計上させていただいたというものでございます。

その下、第10款 地方交付税、第1項 地方交付税、第1目 地方交付税では、こちらも普通交付税額が決定したことによりまして、予算額に比べてさらに2,000万円程度収入見込みが立ったということで計上させていただいております。

下のほう、30ページの第18款 繰入金につきましては、特別会計からの繰入金、こちらについては令和5年度の事業精算に伴いまして増加しておるところでございます。

次、31ページをお開きいただきたいと思います。

大きなもの、今回の補正に伴いまして、従来当初から財源に充てておりました財政調整基金の繰入額が2億2,045万円減額できるということで、減額の予算とさせていただいております。

第19款 繰越金につきましては、令和5年度決算に伴い全額予算計上させていただいております。

また、第21款 町債につきましては、臨時財政対策債、こちらのほうも発行可能額が確定してまいりましたので、100万円減額をさせていただいております。

最後、すみません、28ページにお戻りいただきたいと思います。

こちら第2表の債務負担行為の補正をさせていただいております学校給食センター運営事業でございます。

安定的な学校給食の提供を図ることを目的に、調理、配送等の業務を民間委託するため、5年間の債務負担行為を計上させていただいております。

期間は、令和6年度から令和10年度まで、限度額総額は2億160万円を計上させていただいております。

本年度から業者選定等事務を進めていくためのものでございまして、実際の調理業務等の実施期間につきましては、令和7年8月から令和10年7月までの3年間を予定いたしております。なお、補正の御議決いただきました折には今後そういった準備事務を進めてまいります。契約締結から令和7年7月までは準備期間ということでいろんな事務を進めてまいりたいと思います。なお、準備期間中については委託料の支払い等が生じないため、令和6年度については歳出予算の計上はいたしておりません。

以上が一般会計の補正予算についてでございます。

続きまして、議案書の36ページから39ページにわたります第69号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正額は6,982万5,000円の増額補正でございます。

38ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうも令和5年度決算に伴う事業精算をさせていただくという内容のもので、まず歳入では第7款 繰越金、こちらのほうは全額予算計上させていただいております。

歳出におきましては、まず第6款 諸支出金のほうですけれども、こちらのほうは精算に伴いまして返還金が生ずるということで、1,940万円の返還金と、あと39ページのほうでは一般会計の繰出金、こちらのほうも3万6,000円ほど精算に伴って増額させていただいております。これらの精算金を差し引きました残額、余剰金については国民健康保険基金に積み立てるということで5,038万9,000円、国民健康保険基金積立金を計上させていただいております。こういった事業精算に伴う補正予算を計上させていただいております。

続きまして、40ページから43ページにわたります第70号議案 令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は1,180万4,000円の増額補正でございます。

43ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほう第1款 総務費の中では、口座振替の依頼書等が不足するというので印刷製本費を6万6,000円ほど計上させていただいております。

また、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和5年度の出納整理期間中の保険料収納分、これを後期高齢者医療広域連合に納付するため、保険料負担額を1,080万9,000円増額させていただいております。

また、併せて一般会計への繰出金、こちらも事務費の精算に伴うものでございますが92万9,000円計上させていただきました。

補正財源につきましては、42ページでございますように、前年度からの繰越金及び一般会計からの繰入金を充てさせていただいております。

続きまして、44ページから51ページにわたります第71号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正額は6,184万3,000円の増額補正でございます。

こちらの補正理由が大きく2つございまして、今までの各特別会計と同様、令和5年度の実業精算に伴うもの、もう一つは当年度において保険給付費等を増額するという内容のものでございます。

50ページをお開きいただきたいと思います。

第1款 総務費では、第三者行為求償事務の委託料が確定しましたことに伴い、2万4,000円ほど委託料を増額させていただいております。

第2款 保険給付費等につきましては、それぞれ給付額の増額に対応すべく、それぞれ介護報酬等、あるいは高額医療合算介護サービス費の経費について増額をさせていただいております。

51ページのほうにお移りいただきたいと思います。

こちらのほうも地域支援事業について増額見込みとなりましたので、所要額を計上させていただいております。

その下の第4款 基金積立金につきましては、前年度からの繰越金を全額計上いたしまして、令和5年度の介護給付費に係る国県の負担金であるとか、あるいは地域支援事業に係る社会保険診療報酬支払基金交付金の追加交付等事務費精算による返還金を充当させていただいた後の余剰額2,722万9,000円を介護保険基金に積み立てるべく予算措置をさせていただいております。

第5款 諸支出金につきましては、ただいま申し上げました精算に伴う返還金等を計上させていただいているところでございます。

47ページにお戻りいただきまして、歳入については、それぞれただいま御説明申し上げました精算に伴う金額を、所要額を計上させていただいております。繰越金につきましては、先ほど申し上げた全額を計上させていただき予算措置をさせていただいたという内容になっております。

この後、第72号議案から第75号議案までの決算認定の4議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて町議会の認定に付するものでございます。

また、第76号議案、水道事業会計決算認定と第77号議案、下水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

これらの詳細につきましては、それぞれ担当部長より説明をいたさせますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 提案理由の説明の途中ですけれども、11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私からは令和5年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定から令和5年度介護保険特別会計歳入歳出決算までの4議案を説明させていただきます。まず、こちらの令和5年度決算説明資料を御覧ください。

それでは、1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

こちら一般会計から介護保険の4つの会計の決算額、合計いたしまして、歳入総額では130億5,033万2,958円、前年度比1.3%の減でございます。歳出総額につきましては124億2,803万

3,059円、前年度比1.7%の減となりました。

続きまして、3ページ、4ページを御覧ください。こちらは一般会計の歳入決算額を款ごとに表示したものでございます。

収入済額の合計といたしまして83億7,805万9,899円、前年度比2.8%の減となりました。

右のページ、4ページにあります未収入額につきましては、第1款 町税1億3,566万162円、前年度比2.7%の増でございます。

下のほうへ行きますと、第12款 分担金及び負担金の未収入額548万3,914円、これは保育料、放課後児童クラブ利用料、学校給食費負担金の未収入額でございます。前年度比3.1%の減。

その下、第13款 使用料及び手数料の未収入額600円は、平成30年からの未納分であります獣畜の火葬場施設使用料1件分でございます。

その下、第14款 国庫支出金の未収入額は1億1,405万3,000円、2事業が未収入となっているところでございます。

少し下のほうへ行きますと、第20款 諸収入の未収入額6万円は、就学援助費の返還分1件でございます。合計で2億5,525万7,676円が未収入額となっているところでございます。

続きまして、5ページ、6ページを御覧ください。一般会計の歳出決算を款ごとに表示したものでございます。

支出済額の合計では78億9,569万1,596円、前年度比2.9%の減でございます。その隣にあります翌年度の繰越額ということで、4つの款に繰越額が表示をしております。合計で3億634万円、これは令和5年度から令和6年度に9件の事業の費用を繰り越しているところでございます。

続きまして、7ページ、8ページを御覧ください。地方財政状況調査によります年度別の収支状況を5年間分表示しております。令和5年度につきましては表の一番右になります。

上から3段目になりますが、令和5年度の歳入歳出差引額、形式収支C欄は4億8,236万8,000円となりました。形式収支C欄から翌年度へ繰り越すべき財源D欄5,666万3,000円を差し引いた額、実質収支E欄は4億2,570万5,000円であります。実質収支E欄から前年度実質収支を差し引いた額、単年度収支F欄は3,727万2,000円の赤字となっております。単年度収支F欄に基金積立金G欄2,861万3,000円を加え、基金取崩額I欄7,600万円を差し引いた額、一番下になりますが、実質単年度収支は8,465万9,000円の赤字となりました。

続きまして、9ページから24ページにかけましては、決算データとしまして科目ごとの決算額の多い順でありますとか、歳出の性質別、目的別の経費を過去の推移を含め掲載をしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは少し飛びまして、25ページ、26ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、上段の表につきましては給与費を表示しております。上段の表の一番右下になります

共済費を含む給与費合計額は9億3,283万7,947円となりました。会計年度任用職員制度によりまして雇用した85人の報酬、期末手当も含まれております。会計年度任用職員につきましては、表の欄外に金額を記載しております。

ここで職員数の状況ということで、令和5年4月1日現在では121人の職員数でございました。退職や採用などによりまして令和6年4月1日現在の職員数は、前年に比べまして1人増の122人となっております。

下段の表につきましては、町債の状況を表示してございます。令和5年度末の現債額は60億6,535万686円、前年度比5.5%の減となりました。令和5年度中の起債額につきましては9件2億2,550万円を借入れしております。

一方、令和5年度中に償還が完了したのが4件ございました。よって、未償還件数ということで表の一番右下になりますが、9件借り入れ、4件完了しておりますので、前年度に比べまして5件増の113件となりました。

続きまして、決算認定資料44ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計の歳入を順に御説明させていただきます。

まず第1款、歳入の34.3%を占めます町税でございます。決算額につきましては28億7,665万7,000円、前年度比3%の増となっております。

まず、第1項 町民税、第1目 個人、決算額が12億5,844万1,000円、前年度比3.3%の増でございます。これは、個人町民税は納税義務者が前年度比33人増をいたしました。また、納税義務者数の約80%を占めます給与所得者数も前年度比70人増となった結果、所得割は2,475万3,000円の増加となったものでございます。賃金の増加の兆しが見られる状況でもございます。

退職所得につきましては、前年度比7人減をしたものの、税額は2,450万2,000円増、分離長期譲渡所得課税分は前年度比1,206万円の減となりました。収納率は現年課税分で98.6%でございます。

第2目 法人、決算額1億3,527万2,000円、前年度比12.8%の増でございます。均等割額につきましては、法人数が前年度比1社減、そして従業員数の減によりまして9号法人から7号法人になった企業がございまして、前年度比540万1,000円の減となりました。法人税割額につきましては、法人税割額の増額となった企業や修正申告による増加があったことによりまして、前年度比2,069万6,000円増となっております。収納率は現年課税分で99.6%でございます。

第2項 固定資産税、第1目 固定資産税、決算額12億8,130万6,000円、前年度比2%の増でございます。まず、土地につきましては、地価の下落を反映した価格修正を行ったことによりまして232万9,000円減の5億7,312万円となりました。家屋につきましては、新築分が154棟あったため、1,505万9,000円増の5億5,140万8,000円となりました。償却資産につきましては、

申告額が前年度より増加をしたため700万2,000円増の1億4,347万9,000円となりました。収納率は現年課税分で98.7%でございます。

続きまして、第2款 地方譲与税から、次のページで46ページの第8款 環境性能割交付金までにつきましては、国税や県税の収入額に応じまして、それぞれ右のページに記載をしております条件等により譲与、交付された額でございます。

それでは、第9款 地方特例交付金でございます。決算額3,347万1,000円、前年度比6.4%の増でございます。

第10款 地方交付税でございます。決算額14億8,113万3,000円、前年度比4.8%の増でございます。内訳としましては、普通交付税が14億2,178万4,000円、特別交付税が5,934万9,000円でございます。

続きまして、48ページを御覧ください。

第12款 分担金及び負担金でございます。決算額1億3,299万1,000円、前年度に比べまして3,018万8,000円増、29.4%の増でございます。増の要因といたしましては、学校給食費の負担金でございます。令和4年度につきましては、物価高騰対応で半年間無償としておりましたが、令和5年度は3か月間の無償としたため約2,100万円ほどの増となっているところでございます。

続きまして、第13款 使用料及び手数料、決算額1億8,683万2,000円、前年度に比べまして496万8,000円減、2.6%の減となりました。

続きまして、52ページをお開きください。

第14款 国庫支出金でございます。決算額11億8,446万2,000円、前年度に比べまして2億3,009万6,000円の減、16.3%の減となりました。減の要因といたしましては、令和4年度の事業といたしまして防災行政無線の親宅の更新に対する国庫補助金、あと住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、全て令和4年度の事業ということで、その額約2億円ほどが減額になっているということで国庫支出金の減の要因となっております。

続きまして、2ページほどおめくりいただきまして、56ページを御覧ください。

第15款 県支出金でございます。決算額6億592万4,000円、前年度に比べまして0.2%の減でございます。この第14款 国庫支出金及び第15款 県支出金につきましては、町が実施した事業に伴いまして、国や県からの負担金、補助金となっております。資料のほうには補助率等も記載をしておりますので、また後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、2ページ飛んでいただきまして、60ページを御覧ください。

一番上の第16款 財産収入でございます。決算額300万6,000円、前年度に比べまして2億4,034万5,000円の減、98.8%の減となっております。減の要因といたしましては、令和4年度

に岐南町内にありました羽栗社会教育施設用地を売却した代金2億3,900万円の減ということで、これが減の要因となっております。

第17款 寄附金、決算額1億3,348万3,000円、前年度比8.8%の増となっております。右側を御覧いただきたいと思いますが、寄附金の内訳といたしまして第2目 総務費寄附金の中で、まずかさまつ応援寄附金、件数といたしまして1万622件、1億1,396万8,000円で過去最高の寄附額となっております。そして、これが今のが通常分であります、特定目的分といたしまして、笠松けいは女性雇用推進プロジェクト分といたしまして1件600万円、その下、企業版かさまつ応援寄附金、これは企業版のふるさと納税でございますが、12社より410万円、その下、こちらは競馬場付近の飼い主のいない猫対策といたしましてクラウドファンディング型のふるさと納税を実施いたしました、ポータルサイトからの寄附金386件、591万2,000円でございます。そして、ポータルサイト以外、現金等での寄附といたしまして、少し下に行ってくださいと保健衛生費寄附金がございます。その下の保護猫活動支援事業寄附金がございますが、こちらがポータルサイト以外の現金等での寄附となっております。56件で133万円の寄附をいただいております。そのほか、明治安田生命保険相互会社様から健康推進普及事業寄附金として151万5,000円など、合計で1億3,348万3,000円の御寄附をいただいたところでございます。

続きまして、第18款 繰入金でございます。決算額2億4,360万5,000円、前年度に比べまして2億2,941万5,000円の増となっております。増の要因といたしましては、第1目 財政調整基金繰入、第5目 かさまつ応援基金繰入、第6目 社会資本整備基金繰入でございますが、令和4年度はゼロの繰入れでございましたが、令和5年度には決算額のところに記載しております額を繰り入れたということで、増の要因となっているところでございます。

続きまして、62ページを御覧ください。

第20款 諸収入でございます。決算額6,916万6,000円でございます。主なものといたしましては、第4項 第1目 収益事業収入でございます。令和4年度から収入となっております岐阜県地方競馬組合益金収入、令和5年度につきましては1,530万円の収入がございました。

続きまして、64ページを御覧ください。

第21款 町債、決算額2億2,550万円、前年度比12.3%の減となっております。

以上が歳入でございます。

続きまして、一般会計の歳出について、新規事業、重点事業を中心に御説明をさせていただきます。

66ページを御覧ください。

まず第1款 議会費、決算額7,502万1,000円、前年度に比べまして224万5,000円増、3.1%の増でございます。増の要因といたしましては、その他事務管理事業にあります議会収録用機

器設置工事357万5,000円、これが増の要因となっているところでございます。

第2款 総務費、決算額9億9,123万円、前年度比6,024万5,000円の減、5.7%の減でございます。総務費の減の要因といたしましては、令和4年度に実施をいたしました防災行政無線の親宅の更新工事、約6,500万円が減となった要因でございます。

それでは、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の中で68ページを御覧ください。一番上、地域生活安全推進事業・公用車管理事業でございます。こちら青パトの車両によりまして防犯パトロールを71回、実施講習受講者修了者は116人と活動等を行いまして、安心して暮らせるまちを目指して取り組んでいるところでございます。

少し下のほうへ行きます、第5目 町民バス運行費でございます。公共施設巡回町民バス運行事業でございますが、利用者が8万2,674人ということで、コロナ前の利用状況に戻ったところでございます。

2つ下の事業、デマンドタクシー運行実証実験事業でございます。事業名では実証実験となっておりますが、令和6年3月1日から本格運行を開始しまして利用者も増加傾向にあるところでございます。

70ページを御覧ください。

上から2つ目の防災備品管理事業でございます。水、アルファ米、乾パンの備蓄飲料品の計画的な更新に加えまして、防災用のトイレセット、液体ミルク、ブルーシート等を購入いたしました。また、避難所看板の設置工事を13か所実施したところでございます。

続いて、第7目 青少年交流事業費の中で北海道体験交流事業でございます。令和5年度から中学生を対象とした新ひだか町への派遣研修を3泊4日で20人の生徒が実施をいたしました。笠松町では体験できない経験をしたところでございます。

第8目 諸費の中で町内会助成事業でございます。4年ぶりに春まつりを開催し、町内会によるみこしの奉納が行われました。

続いて、第2項 企画費、第1目 企画総務費の中で一番下の事業になります情報化推進事業でございます。DX推進といたしまして、若手職員による業務改善アプリ開発プロジェクトチームを設置いたしました。6人のメンバーで、kintoneによりまして12アプリを作成いたしました。令和6年度からは本格導入をいたしまして業務の効率化を図っているところでございます。

続きまして、72ページを御覧ください。

上から2つ目の事業、まちづくり事業でございます。右側のほうに行ってくださいまして、下から2つ目の丸になります。特定目的寄附を活用いたしまして、笠松競馬場女性雇用促進施設（休憩所）設置工事をいたしました。

その下になります。円城寺の厩舎移転後の跡地活用のため、岐南町と共同でまちづくり調査

業務の委託を行ったところでございます。ここには記載がございませんが、令和3年度から笠松みなと公園で社会実験のイベントを開催いたしました。その効果検証をした結果、令和6年3月22日、都市地域再生等利用区域の指定をいただきました。それによりまして民間事業者による収益事業が常時行えるようになり、交流人口の増加や河川空間のにぎわい創出を期待しているところでございます。

2つ下の事業になります。かさまつ応援事業でございます。歳入の寄附金のところでも申し上げましたが1億1,396万8,000円、過去最高の寄附金ということで、全国の方から御寄附をいただきました。お礼の品につきましても、新商品やパートナー事業者の協力もありまして1万964件、3,314万7,000円を町内の企業にお支払いができ、商工業の発展にもつながっているところでございます。

2つ下の事業、新型コロナウイルス対策事業でございます。物価上昇等により逼迫する家計、地域経済の活性化の観点から、応援割引クーポン事業を実施いたしました。第2弾では、1世帯5,000円を全世帯に配付いたしまして78%の利用がございました。第3弾では、議会の皆様、町政懇談会等でも御要望がありましたので、1世帯7,500円に増額をいたしました。令和5年度から令和6年度への繰越事業となっておりますので、資料には3月末の利用率が記載されておりますが、今年の6月で事業が終了いたしまして、利用率は82%となりました。

続きまして、74ページを御覧ください。

第3項 徴税費、第2目 賦課徴収費の中の固定資産税賦課事務事業でございます。連携中枢事業によりまして航空写真撮影の共同事業を実施いたしました。

その2つ下の事業になります収納管理事務事業でございます。75ページの下の表に収納率が記載しておりますけど、町税全体の収納率は現年課税分で98.8%、滞納繰越分が20.6%、全体では95.5%となりました。

続きまして、76ページを御覧ください。

第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費の中の住民基本台帳ネットワークシステム事業でございます。マイナンバーカードの交付枚数を記載しております。令和6年3月31日現在で1万8,318枚、交付率は83.92%、前年度に比べまして9.4%増となっております。

続きまして次のページ、78ページを御覧ください。

第3款 民生費、決算額29億3,001万9,000円、前年度に比べまして1億4,839万円増、5.3%の増となっております。

それでは、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費の中で成年後見制度利用促進事業でございます。令和5年度から開始した事業でございます。司法や社会福祉の専門職団体と連携をしまして、認知高齢者や障害者等の権利擁護を図ったところでございます。

その下、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業でございます。こちらにつきましては、価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯3万円を1,734世帯、1世帯7万円を1,776世帯に給付をいたしました。

続きまして、少し飛びまして、86ページを御覧ください。

令和5年度の新たな給付事業ということで、一番下になります子育て世帯生活支援特別給付金事業、そして次のページ、88ページの一番上、第2子以降出産祝金支給事業、その下の高等学校就学準備等支援事業につきましては、それぞれ資料のほうに対象者、支給額、支給人数を記載しております。

続きまして、下のほうへ行って第3目 子育て支援推進費の真ん中になりますが、病児・病後児保育事業でございます。病児保育を令和6年1月より新たに町内の1施設で実施をしているところでございます。

続きまして、90ページを御覧ください。

第4款 衛生費、決算額10億6,059万1,000円、前年度に比べまして6.8%の減となっております。

92ページを御覧いただきたいと思います。

上から4つ目の事業、子育て世代包括支援事業でございます。こちらは福祉健康センター内に設置をしております子育て世代包括支援センターで、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行いました。また、令和5年度からは多胎妊産婦等の支援を実施しているところでございます。

2つ下の事業になります出産・子育て応援交付金事業でございます。安心して出産・子育てができるよう、1人5万円を420人に支給いたしました。

次のページを御覧ください。上から2つ目の事業でございます。新型コロナウイルス対策事業でございます。原油価格、物価高騰の影響を受けている医療機関、介護施設等々、106か所に支援を行ったところでございます。

その下のコロナウイルスワクチンの接種事業でございます。集団接種を実施いたしまして、95ページの表のような接種率となっております。

続きまして、96ページを御覧ください。

第3目 健康増進事業費の中で、上から3つ目の事業となります。こちら右側に各種健診等が載っておりますが、例年の健診に加えまして胃がん検診に新たに内視鏡検査を追加するなど、早期発見及び予防を図ったところでございます。

続きまして、98ページを御覧ください。

第5目 環境衛生費の中で、太陽光発電設備等整備事業でございます。こちらにつきましては、県の補助金を活用しまして太陽光発電、蓄電池の設置に対する補助を行いました。

その下の保護猫活動支援事業でございます。クラウドファンディング型ふるさと納税で賛同をいただいた御寄附を活用いたしまして、競馬場付近の行き場を失った猫たちの支援ということで、競馬場と保護猫団体と協力をして取組をいたしました。町といたしましては保護猫シェルターの修繕工事等を行ったところでございます。また、この寄附金を翌年度以降も支援事業に活用するため基金を制定しているところでございます。

続きまして、100ページを御覧ください。

こちら第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費になっております。この第1目 塵芥処理費の決算額6億3,170万8,000円、前年度に比べまして47万9,000円の減ということで、大きく増減はございませんでした。

右側の表を見ていただきたいと思います。排出量の表です。一番上の燃えるごみの家庭系のところを見ていただきますと、前年度に比べまして4.1%の減となりました。また、少し下のほうに行きますと、瓶とかプラ容器など、こちらは資源になる排出量は増えているということで、分別も進められているところでございます。さらなる減量化に向けて周知をしていきたいと考えております。

続きまして、102ページを御覧ください。

第5款 農林水産業費でございます。決算額4,011万5,000円、前年度比7.6%の減でございます。

続きまして、104ページを御覧ください。

第6款 商工費、決算額5,525万6,000円、前年度比4.9%の増となりました。

第1項 商工費、第2目 商工業振興費の中で創業支援事業を御覧いただきたいと思います。創業者家賃助成につきましては2件34万円を補助、また令和5年度から町内での創業時に係る初期経費を対象として創業者支援事業補助金を新設いたしました。令和5年度につきましては1件に対しまして100万円を補助いたしました。

第3目 観光費、一番下になります観光促進事業でございます。令和5年度には町内外の若い世代をターゲットに笠松町について知ってもらい、来訪、観光、移住・定住等々、地域の経済の活性化を見据えたシティ・プロモーションの展開を図るために笠松町の周遊マップを作成いたしました。

続きまして、106ページを御覧ください。

第7款 土木費、決算額6億8,027万3,000円、13.2%の増となっております。

まず、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費の中のその他事務管理事業でございます。GISを活用した道路パトロールと苦情受付ができるスマートパトロールシステムを導入いたしまして情報の共有化を図り、効率的な管理を行っているところでございます。

第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費の中で道路修繕事業でございます。緊急自然災害

防止対策事業債を活用して道路の舗装修繕を記載のとおり行ったところでございます。

108ページ、次のページを御覧ください。

第2目 道路新設改良費の中で道路新設改良事業でございます。パイプラインの上部利用整備工事や米野52号線の坂路改修に向けた詳細設計、改修工事を行いました。

続きまして、110ページを御覧ください。

第3項 河川費、第1目 河川維持費の中の内水浸水対策検討事業でございます。こちらは令和7年度までに雨水管理総合計画の策定、雨水出水浸水想定区域の指定、内水ハザードマップの作成を行うことになっておりまして、令和5年度は認可区域内の測量を実施したところでございます。

続きまして、第2目 河川新設改良費の排水路改良事業でございます。国道22号線高架下に張り出し歩道を整備いたしました。通学路の安全確保に努めたところでございます。

第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費の中で空家等適正管理事業でございます。老朽空き家等の除去に係る費用の一部補助を3件行ったところでございます。

第2目 公園費の公園等管理事業でございます。みなと公園の駐車場整備、トイレ改修等をいたしまして、良好な公園環境を維持するため整備をいたしました。また、みなと公園の業務管理をヒマラヤさんをお願いをしまして、管理業務に加え、スポーツ教育、有料バーベキュー等の自主イベントの開催を計画し、官民連携による新たなにぎわいの創出を図ったところでございます。

続きまして次のページ、112ページを御覧ください。

第8款 消防費でございます。決算額3億8,945万2,000円、前年度比6.7%の増となりました。

続きまして、114ページを御覧ください。

第9款 教育費、決算額9億8,881万3,000円、前年度比4.3%の増でございます。

116ページ、次のページを御覧ください。

第2項 小学校費、第1目 学校管理費の中で各小学校の管理事業がございます。各校の修繕工事等を記載しておりますが、その中で下羽栗小学校管理事業の中で管理用器具費がございます。2・3年生用のロッカー、掃除道具入れを県の清流の国ぎふ森林・環境基金を活用して整備をいたしました。3年間で全学年を整備したことになります。

少し下へ行っていただきまして学校施設長寿命化事業でございます。老朽化しました松枝小学校、下羽栗小学校のプールデッキの補修や笠松小学校、下羽栗小学校のLED照明設置工事を実施いたしました。このLEDにつきましては、令和5年度から3年間計画で小・中学校のLED化を進めているところでございます。

続いて次のページ、118ページを御覧ください。

第3項 中学校費、第1目 学校管理費の中で笠松中学校管理事業でございます。生徒会、PTA、町内会連合会などで構成するトイレ研究会で検討を進め、生徒たちの意見を取り入れた心が癒やされる憩いの場となるトイレ整備を令和4年度、令和5年度の2か年で整備をし、完了したところでございます。

その下の情報教育ネットワーク事業でございます。小学校、中学校ともにですが、国のGIGAスクール構想に合わせ1人1台タブレット、また電子黒板等を整備した以降も継続して情報教育推進に係る学習環境の整備を図っているところでございます。また、令和5年度からはタブレット端末保険に加入をいたしまして、一部を保護者の方に負担いただいております。

続きまして、120ページを御覧ください。

第2目 公民館費の中で中央公民館施設管理事業でございます。令和3年度から実施をしております防火シャッターの改修事業であります。令和5年度については防火シャッターの改修と2階、3階の天井の改修を実施いたしました。令和5年10月から笠松中央公民館、松枝公民館、総合会館をコミュニティセンター化するため笠松町交流センターの設置及び管理に関する条例を制定いたしまして、交流センターとして新たにスタートをしているところでございます。

続きまして、2ページ飛んでいただきまして、124ページを御覧ください。

第4目 学校給食費のセンター運営事業でございます。小・中学校の延べ実給食数は33万3,502食、賄い材料費は9,717万8,000円となりました。賄い材料費高騰分を保護者への負担を求めず公費で対応したところでございます。

以上が歳入となります。

○議長（伏屋隆男君） 提案理由の説明の途中ですけれども、1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

提案理由の説明の続きをお願いします。

堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、午前中、一般会計について御説明をさせていただきましたので、これからは特別会計の3会計について御説明をさせていただきます。

一番最初に見ていただきました決算説明資料の27ページを御覧ください。27ページ、28ページになります。

国民健康保険特別会計でございます。歳入の合計総額といたしまして21億4,705万2,933円、

前年度比2.4%の減でございます。歳出総額につきましては20億7,622万7,797円、前年度比4.5%の減となりました。

歳入総額の19.8%を占めます国民健康保険税につきましては、収入済額で4億2,626万5,200円、前年度比4.8%の減となりました。収納率の合計は70.4%、前年度比0.7%の増でございます。歳入の中で未収入額につきましては、第1款 国民健康保険税1億7,908万5,927円、前年度比7.8%の減でございます。第7款 諸収入の2,156円につきましては、過誤返納金1件分が未納となっているところでございます。

続きまして、29、30ページを御覧ください。30ページの一番上の表になります。

被保険者1人当たりの療養給付費及び療養費の合計は31万3,743円、前年に比べて4.8%の増となっております。

続きまして、31ページ、32ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計でございます。歳入の総額につきましては3億7,169万9,108円、前年度比5.2%の増、歳出総額につきましては3億5,996万1,657円、前年度比4.9%の増でございます。

歳入総額の69.2%を占めます後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額で2億5,716万4,600円、前年度比3.5%の増となりました。収納率につきましては99.4%、前年度比0.1%の増でございます。収入の中で未収入額につきましては、保険料165万9,800円、前年度に比べて6.8%の減となっております。

続きまして、33、34ページを御覧ください。

34ページ、上の表につきましては笠松町の状況でございます。1人当たりの保険料収納額につきましては7万2,657円となりました。下の表は広域連合の状況でございます。広域連合の被保険者1人当たりの保険料収納額は7万1,265円でございます。

続きまして、35、36ページを御覧ください。

介護保険特別会計でございます。歳入総額21億5,352万1,018円、前年度比5.2%の増、歳出総額につきましては20億9,615万2,009円、前年度比5.2%の増でございます。

歳入総額の19%を占めます介護保険料は、収入済額で4億990万8,200円、前年度比0.5%の減となりました。収納率の合計は98.4%、前年度比0.1%増でございます。未収入額の状況につきましては、第1款 保険料649万7,100円、前年度比10.2%の減となっております。第10款 諸収入800円につきましては、訪問型サービス利用負担金の1件分800円が未納となっているところでございます。

続きまして、37、38ページを御覧ください。

一番上の表は介護サービス費の状況を表示しております。一番右のほうに行ってくださいまして、受給者1人当たりの平均が合計で16万9,135円、前年度比2%増となっております。一

番下の表につきましては保険料ということで、被保険者1人当たりの保険料収納額が6万8,673円となった状況でございます。

続きまして、39、40ページを御覧いただきたいと思います。

普通会計財政関係指数等の推移ということでございます。令和5年度は一番右側に表示をしております。

上から4つ目になります。財政力指数、令和5年度は0.67という数字でございます。これは数値が高いほどよいとされ、基準財政収入額を基準財政需要額で除した過去3年間の数値でございます。参考までに県内の順位ということで、その前の年度、令和4年度になりますが、県下の市町村の平均は0.56、笠松町は0.69でした。上から10番目ということになります。

続いてその下、経常収支比率につきましては91.6でございます。一般的に70から80の間とされておりまして、この数値が低いほど財政に弾力があり、高いほど財政が硬直化しているということでございます。令和4年度の県下市町村の平均は88.5、笠松町は89.7でしたので、高いほうから11番目という状況でございます。

少し下へ行っていただきまして、実質公債費比率でございます。令和5年度6.4でございます。令和4年度の県下市町村の平均が4.7、笠松町は5.8でした。県内では上から23番目という状況でございます。

続きまして、決算財産に関する状況を御説明させていただきます。また別冊で一般会計歳入歳出決算の後ろのほうになります。62ページ、63ページを御覧ください。

決算財産に関する調書の中で、1つ目、公有財産でございます。こちらにつきましては、土地・建物の令和5年度の増減を示す表になっておりますが、令和5年度につきましては増減はございませんでした。ただ、左側の区分というところで、ちょうど中段辺り、交流センターという区分がございます。令和4年度までにつきましては公民館と総合会館という2区分を表記しておりましたが、令和5年10月から交流センターになったことによりまして、名称を交流センターに変更し、面積等も統合しているというところでございます。

続きまして、64、65ページを御覧ください。

(2)有価証券、(3)出資による権利につきましても令和5年度の増減はございませんでした。

その下、2.物品になります。まず、自動車につきまして貨物が2台減ということでございます。内訳につきましては、4台を廃車してございまして、2台ワクチン接種でリース後に購入をした2台がございまして、4台減の2台増ということで、結果、貨物については2台減となっております。少し下のほうへ行きまして、消防ポンプ積載車マイナス1ということでございます。これは消防団の車両を廃車したことによりまして1台減となっております。自動車全体では3台の減となりました。

下から2つ目につきましては、パーソナルコンピュータでございます。16台増の271台となっ

ております。一番下、タブレット型端末につきましては、令和4年度末1,721台、令和5年度に2台増となった関係で1,723台となりました。このタブレット型端末につきましては、ほとんどが小・中学校の児童・生徒G I G A用のタブレットでございます。1,705台がその小・中学生のG I G A用タブレットとなっております。

続きまして、次のページを御覧ください。66、67ページになります。

3. 基金でございます。令和5年度末では18件、26億7,467万9,512円の残高となっております。こちら前年度に比べまして1億552万3,793円減となっているところでございます。この基金の表で一番下3つ、笠松町みんなの健活プロジェクト基金、笠松町教育振興基金、笠松町飼い主のいない猫対策基金につきましては、令和5年度新たに制定をした基金でございます。そのうち笠松町教育振興基金につきましては、ちょうど中段辺りにございます笠松町育英基金、その下の笠松町児童、生徒健康教育振興基金、笠松町光文庫整備基金、下羽栗小学校整備基金、笠松町修学助成基金、以上の5つを統合して笠松町教育振興基金ということで統合させていただいた基金でございます。

一般会計・特別会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 田島水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、私からは第76号議案 令和5年度笠松町水道事業会計決算認定と第77号議案 令和5年度笠松町下水道事業会計決算認定の2議案を説明させていただきます。

お手元でございます令和5年度水道事業会計決算書を御覧ください。こちらになります。

それでは、1ページ、2ページの水道事業決算報告書をお開きください。

(1)収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益は決算額2億8,069万7,370円、前年度より1,878万円の増、水道事業費用は決算額2億6,326万530円、前年度より1,708万円の増となりました。詳細につきましては、5ページの損益計算書で説明させていただきます。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は決算額6,056万3,984円、前年度より約4,182万円の増となりました。こちらは、令和5年度は企業債の借入れが大幅に増加したことによるものでございます。

資本的支出につきましては、決算額3億1,478万7,236円、前年度より約1億2,288万円の増となりました。主な建設改良費の内訳につきましては、11ページの工事概況に記載しております。また、企業債の償還の詳細につきましては、25ページから26ページの企業債明細書のとおりとなっております。

ここで資本的収入に対しまして資本的支出額が不足する額2億5,422万3,252円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度

分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填をいたしました。

続きまして、5ページをお開きください。財務諸表の説明をいたします。

まず損益計算書につきましては、1. 営業収益は1億9,422万8,333円、前年度より約3,427万円の増となりました。営業収益の大部分、約95%を占めております給水収益は、笠松町水道事業給水条例に定めております検針月が前年度の3月から当年度の2月検針までの1年分で、5月調定を1期としまして2か月ごとに調定しております。その給水収益が前年度より約3,395万円の増となっております。こちらは、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援策を活用しまして、4期分から6期分までの3期分、6か月分につきましては基本料金とメーター使用料を免除しておりましたが、令和5年度につきましては免除が終了し、従来どおりとなったことにより増加したものでございます。

ここで業務量の概要につきまして、12ページに記載してありますので御覧ください。年度末の給水戸数は前年度から64戸増の9,249戸、年間配水量は前年度から6万6,493立方メートル増の271万4,539立方メートルとなりました。有収率につきましては83.1%で対前年度比2.5%の減となっております。配水量の監視を行うと同時に、今後も定期的に漏水調査を実施するなど、引き続き有収率の向上を図りたいと考えております。

改めまして、5ページをお開きください。

2. 営業費用は2億4,669万3,431円、前年度より約1,518万円の増となりました。この増加の主な要因につきましては、給排水設備の維持補修工事、こちらが約640万円ほど増加したことによるものでございます。

3. 営業外収益は5,615万3,262円、前年度より約2,845万円の減となりました。こちらは基本料金等を免除しましたコロナ支援策に対しまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援が終了したことによりまして、交付金の収入がなくなったことによるものでございます。

4. 営業外費用は848万7,252円、前年度より約170万円の減となりました。営業外収益から営業損失と営業外費用を減じた経常利益はマイナス479万9,088円で、前年度より約765万円減となり、当年度は純損失479万9,088円で、前年度の純利益285万5,872円より約765万円の減となりました。したがって、不足する額479万9,088円を前年度繰越利益剰余金にて補填いたしました。

なお、節別の明細は18ページから22ページにございますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、6ページの3. 剰余金計算書につきましては、8ページの貸借対照表に記載されております剰余金の当該年度中の増減や変動の内容を示したものでございます。利益剰余金は、減債積立金の年度末残高は前年度末残高と同じ9,469万円、建設改良積立金の年度末残高

は、資本的収入額に不足する額9,639万4,747円を補填したため3億8,117万1,149円、当年度の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金の年度末残高1,650万6,992円に建設改良積立金9,639万4,747円を加え、純損失479万9,088円を減じた1億810万2,651円となりました。

次に、6ページの4. 剰余金処分計算書につきましては、健全な経営を行うために毎事業年度に生じた利益の一部を議会の議決を経て積立処分をしておりましたが、当年度は資本的支出に対し不足しており、また純損失が生じておるため、当年度は資本的支出に不足する額を建設改良積立金で補填し、繰越利益剰余金で欠損金を補填したため、未処分利益剰余金は1億810万2,651円となりました。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。

5. 貸借対照表で資産の部におきましては、前年度と比較し大きく変動しましたのが2. 流動資産の現金預金で、前年度より1億2,425万円の減、2億5,777万6,977円となりました。未収金につきましては、前年度より約2,655万円増の4,873万7,636円となりました。未収金の主なものとしましては、下水道工事に伴います水道管支障移転工事の負担金の2,752万784円でございます。水道料金の令和5年度現年度分の未収金は885万6,426円で、3月末の収納率は95.1%でございます。なお、悪質な滞納者につきましては給水停止を実施し、使用者の負担の公平が図られるように努めてまいります。資産合計は、前年度より4,405万7,007円の増、37億4,583万2,511円となりました。

8ページの負債の部につきましては、3. 固定負債の合計は、前年度より約814万円減の8億5,823万1,667円、こちらは企業債借入れが前年度より減少したことによるものでございます。

4. 流動負債の合計は、前年度より約2,249万円増の1億8,934万8,072円、こちらは未払い金の増加によるもので、未払い金の内訳は、修繕工事や保守点検業務等の営業未払い金で1,278万3,050円、配水管・配水補助管布設替工事その他未払い金で1億4,597万4,840円となっております。

5. 繰延収益合計は、前年度より約3,449万円増の11億357万42円となり、負債の合計は前年度より約4,885万円増となる21億5,114万9,781円となりました。

資本の部につきましては、6. 資本金合計は10億1,071万8,930円となっております。7. 剰余金につきましては、6ページの剰余金計算書のとおりでございます。

資本の合計は15億9,468万2,730円となり、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の37億4,583万2,511円で、令和6年3月31日における貸借対照表のとおりとなりました。

以上、水道事業会計の決算に関する説明を終わらせていただきます。

また、9ページ以降につきましては決算の附属書類ですので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、第77号議案 令和5年度笠松町下水道事業会計決算認定について説明させていただきます。

お手元にごございます令和5年度下水道事業会計決算書を御覧ください。こちらは前年度との比較を中心に説明させていただきます。

それでは、1ページ、2ページの下水道事業決算報告書をお開きください。

(1)収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益は決算額6億9,058万3,974円、前年度より約171万円の増、下水道事業費用は決算額6億3,487万3,908円で、前年度より約920万円の増となりました。詳細につきましては、5ページの損益計算書で説明をさせていただきます。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は決算額4億4,271万円、前年度より2,582万円の減となりました。こちらは国庫補助金、企業債の借入れが減額になったことによるものでございます。資本的支出につきましては、決算額6億9,679万8,456円、前年度より約810万円の減となりました。主な建設改良工事の内容は、11ページの建設改良の概況に記載されております。また、企業債の償還等の詳細につきましては、23ページから26ページの企業債明細書のとおりとなっております。

ここで資本的収入額に対し資本的支出額が不足する額2億5,408万8,456円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続きまして、5ページをお開きください。財務諸表の説明をさせていただきます。

まず、損益計算書につきましては、1. 営業収益は3億1,160万5,642円、前年度より約165万円の増となりました。営業収益の大部分98.4%を占めております下水道使用料につきましては、前年度より約142万円の増となりました。

ここで業務の概要につきまして、12ページに記載してありますので御覧ください。年度末の整備面積は548.16ヘクタール、前年度に対しまして9.54ヘクタールの増、処理人数は1万9,965人で、前年度に対しまして363人の増、水洗人数は1万7,678人で、前年度に対しまして303人の増となっております。その結果、普及率91.6%、水洗化率88.5%となっております。また、年間汚水処理水量は前年度より6.2%増の273万1,949立方メートルとなりました。なお、有収率につきましては75.3%で前年度比4.5%減となり、今後も定期的に管路調査を実施するなど、引き続き有収率の向上を図りたいと考えております。

改めまして、5ページをお開きください。

2. 営業費用は5億5,524万8,642円、前年度より約1,440万円の増となりました。この増加の主な要因につきましては、木曾川右岸流域下水道への流入量が増え、維持管理負担金が約987万円増加したことによるものでございます。

3. 営業外収益は3億4,832万3,114円、前年度より約254万円の増となりました。こちらは

長期前受金戻入が増えたことが主な要因でございます。

4. 営業外費用は6,144万7,994円、前年度より約686万円減となりました。こちらは、償還が終了した企業債があったことにより支払利息が減少したことによるものでございます。

営業外収益から営業損失と営業外費用を減じた経常利益及び当年度の純利益が4,323万2,120円となりました。したがって、前年度繰越欠損金の3億2,921万3,422円に当年度の純利益を加えた当年度の未処理欠損金は2億8,598万1,302円となりました。なお、節別の明細は17ページから20ページにございますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、6ページの3. 欠損金計算書につきましては、8ページの貸借対照表に記載されております剰余金の当該年度の増減や変動の内容を示したものでございます。

利益剰余金はマイナス2億8,598万1,302円となっております。毎事業年度に生じた利益の一部を議会の議決を経て処分をすることになっておりますが、欠損のため今回もございません。

4. 欠損金処理計算書につきましては、当年度の未処理欠損金マイナス2億8,598万1,302円を繰越欠損金として繰越いたします。

続きまして、7ページから8ページをお開きください。

5. 貸借対照表で資産の部につきましては、1. 固定資産、現在高の合計は前年度より約6,881万円減の107億6,545万1,742円となっております。固定資産の詳細につきましては、21ページから22ページの固定資産明細書のとおりでございます。

2. 流動資産は前年度より約2,551万円増の2億5,547万9,688円となりました。下水道使用料の令和5年度現年度分の未収金は1,471万993円で、3月末の収納率は95.64%でございます。なお、悪質な滞納者につきましては水道事業と連携いたしまして、使用者の負担の公平が図られるように努めてまいります。

資産合計は、前年度より約4,330万円減の110億2,093万1,430円となりました。

8ページの負債の部につきましては、3. 固定負債の合計は前年度より約5,347万円減の37億6,707万885円、こちらは令和6年度以降に支払う企業債の元金分でございます。

流動負債の合計は、前年度より約1,530万円減の5億60万4,222円となっております。流動負債のうち未払い金の内訳は、流域下水道維持管理負担金の営業未払い金で1,871万1,959円、公共下水道事業利息等のその他営業外未払い金等で675万7,011円、水道管支障移転工事負担金、公共下水道事業債の元金その他の未払金で1億762万8,182円となっております。

5. 繰延収益合計は55億5,965万3,786円となりました。負債の合計は前年度より約8,653万円減となります98億2,732万8,893円となりました。

資本の部につきましては、6. 資本金は14億7,958万3,839円となっております。7. 剰余金につきましては、6ページの欠損金計算書のとおりでございます。資本合計は11億9,360万

2,537円となり、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の110億2,093万1,430円で、令和6年3月31日現在における貸借対照表のとおりとなりました。

以上、下水道事業会計の決算に関する説明をさせていただきました。

9ページ以降につきましては決算の附属書類ですので、お目通しをお願いしまして説明を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 令和5年度一般・特別会計の歳入歳出決算、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見、令和5年度笠松町水道事業会計決算、令和5年度笠松町下水道事業会計決算、令和4年度笠松町健全化判断比率修正に対する監査の結果報告を求めます。

尾藤監査委員。

○監査委員（尾藤米宏君） 監査の報告をさせていただきます。

令和5年度決算審査意見、健全化判断比率及び資金不足比率について、地方自治法第233条第2項等の規定により、令和5年度の笠松町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、8月21日から3日間にわたり審査いたしましたので、御報告申し上げます。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも法令で定めるとおり適正に処理され、かつ予算も適正に執行されておりました。

続きまして、本年度の一般会計の決算額は、歳入83億7,805万9,899円、歳出78億9,569万1,596円であり、前年度と比較しますと、歳入で2.8%、歳出で2.9%減少しておりました。これに各特別会計を加えました決算総額は、歳入130億5,033万2,958円、歳出124億2,803万3,059円であり、前年度と比較しますと、歳入で1.3%、歳出で1.7%減少しておりました。

その結果、一般会計の実質収支から前年度繰越金と基金取崩額を差し引き、基金積立金等を加えた実質単年度収支につきましては8,465万9,000円の赤字でありました。

また、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は91.6%で、前年度より1.9ポイント硬直化しました。今後も町税等の自主財源の確保充実や未収入額及び経常的歳出の抑制に最大限努める必要があります。

なお、一般会計及び特別会計の個別的意见は、お手元に配付されているとおりでございます。

また、各種基金につきましては、それぞれの設置目的に沿って適正に運用されておりました。令和5年度においては基金の目的及び活用状況を踏まえ基金の統合がありましたが、今後も有効な活用方法について調査、研究をされたいものであります。また、公有財産についてもおおむね適正に管理されておりました。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の財政指標について御報告いたします。

これらについては早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られていると判断します。また、公営企業の資金不足比率につきましては、各公営企業等において資金不足が生じていないことが確認されたことを御報告させていただきます。

続きまして、令和5年度笠松町水道事業会計決算審査意見について御報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、8月26日に審査しましたので御報告します。

まず、決算報告書であります。

収益的収入につきましては、料金収入である給水収益が対前年度22.7%増加するなどにより、収入の決算額は対前年度7.2%増の2億8,069万7,370円となっています。一方、収益的支出については、修繕に伴う配水及び給水費の増加や固定資産の除却による資産減耗費の増加などにより、支出の決算額は対前年度6.9%増の2億6,326万530円となっています。

また、資本的収入については、建設改良工事による工事負担金と企業債の増加により、収入の決算額は対前年度323.2%増の6,056万3,984円となっています。一方、資本的支出についても建設改良費が増加等をし、支出の決算額は対前年度64%増の3億1,478万7,236円となっています。

次に、損益計算書であります。

営業収益及び営業外収益を合計した事業収入は2億5,038万1,595円で、前年度比582万552円、2.4%の増加となりました。そして、営業費用及び営業外費用を合計した事業支出は2億5,518万683円で、前年度比1,347万5,512円、5.6%の増加となりました。その結果、収支差引額479万9,088円の純損失が生じております。

今後の水道事業につきましては、新水道ビジョン及び経営戦略を基に水道事業の果たす役割を踏まえ、引き続き安全で質の高い水を将来にわたり安定供給できるよう、適正な水道料金体系の構築を図り、予算の裏づけがある施設の更新・維持を計画的に行いながら、地震等災害時に強く信頼性の高い水の供給を目指し、利用者のサービス向上に努める必要があります。

詳細につきましては、お手元の決算書を御覧ください。

なお、審査に付されました決算書類は、いずれも法令で定める様式に準じ水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

続きまして、令和5年度笠松町下水道事業会計決算審査意見について御報告申し上げます。

まず、決算報告書であります。

収益的収入については、処理人数増による下水道使用料、長期前受金戻入などが増加したことにより、収入の決算額は対前年度0.2%増の6億9,058万3,974円となっています。一方、収益的支出につきましては、木曾川右岸流域下水道維持管理費、減価償却費などが増加したことにより、支出の決算額は対前年度1.5%増の6億3,487万3,908円となっています。

また、年度ごとに計画している工事の規模が異なりますが、資本的収入については国庫補助金、企業債などの減少により、収入の決算額は対前年度5.5%減の4億4,271万円となっております。一方、資本的支出につきましては、支出の決算額は対前年度1.1%減の6億9,679万8,456円となっております。

次に、損益計算書であります。

営業収益及び営業外収益を合計した事業収益は6億5,992万8,756円で、前年度比419万1,797円、0.6%の増加となりました。営業費用及び営業外費用を合計した事業費用は6億1,669万6,636円で、前年度比754万4,479円、1.2%の増加となりました。その結果、収支差引額4,323万2,120円の当年度純利益が生じました。

今後は笠松町下水道事業経営戦略を基に、サービスの持続的かつ安定的な提供のため、経営基盤の一層の強化に努められますよう期待いたします。

また、審査に付されました決算書類は、いずれも法令で定めるとおり正確に処理されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

最後に、令和4年度笠松町健全化判断比率修正に伴う審査意見について御報告申し上げます。

令和4年度笠松町健全化判断比率について、将来負担比率の算定における公営企業等繰入見込額の数値に誤りがあったため、令和4年度将来負担比率の修正について審査しました。

審査に付された修正後の健全化判断比率とその修正の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠して調製され、適正に算定されているかを審査したところ、修正後の健全化判断比率及びその算定書類等いずれも適正に処理されているものと認められました。

なお、修正後の健全化判断比率はお手元に配付されているとおりであります。

以上、御報告させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。明9月6日から9月12日までの7日間は、議案精読のため休会とし、9月13日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明9月6日から9月12日までの7日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時50分